

ニユートーキョー健康保険組合及び(株)ニユートーキョーが共同で実施する特定健康診査・特定保健指導事業の公表について

ニユートーキョー健康保険組合
理事長 瀧本 智

ニユートーキョー健康保険組合は、個人情報保護法施行時に保健事業において事業主と共同で実施し、利用する旨は公表しておりますが、平成20年度から特定健康診査・特定保健指導の義務化に伴い、この事業についても同じように共同で実施し、利用することと被扶養者の利便性をはかるため健康保険組合連合会を代表保険者とする集合契約を結びましたので公表いたします。

1. 集合契約について

契約代表者である健康保険組合連合会と代表健診機関団体との間、若しくは都道府県代表 保険者と各県の市町村国保の契約先である健診実施機関等との間で一括して行う契約です。集合契約に参加する保険者は、参加健診機関との間に直接的な契約が無い場合でもその契約条件で当該健診機関を利用することが可能となります。

2. 契約健診機関

日本人間ドック学会・日本病院会・日本総合健診医学会・全日本病院協会・予防医学事業中央会・全国労働衛生団体連合会・代表実施機関等 都道府県、市町村保健所及び健診センター、群市区医師会など

3. 集合契約する内容について

特定健康審査項目及び特定保健指導にかかわる内容

4. お問い合わせ先

ニユートーキョー健康保険組合 健診担当者